郷土の古文書

「その3 市の盛衰~伊奈市と五日市市」

解説

秋川の渓口集落にあたる伊奈宿の市は、家康の江戸入府後、築城や市街地建設による薪炭の需要増で江戸時代の始めに繁栄をみました。特に、大消費地の江戸へ附け出す炭は市場の盛衰を左右し、たびたび市場の出入(訴訟)が起こりました。

明和7(1770)年五日市の商人の横暴な商売への不満から、養沢村惣百姓が伊奈市への炭出荷を嘆願します。これをきっかけに伊奈村は当時衰退していた市の再興運動を展開しました。しかし、訴訟が長引いたため、経済基盤の弱い養沢村が五日市村と示談の道を選ぶと、伊奈の炭市再興も期待はずれに終わりました。そのため伊奈村32軒の問屋は市の再興をかけて直訴を決意しました。

この文書では、五日市へばかり炭を附け出されると、伊奈の炭市が断絶することになり、市場の者達が相続できなくなると 訴えています。連判状は伊奈市の問屋が団結して、直訴する覚悟の程を示したものです。しかし、結果は伊奈村の必死の訴え もむなしく、明和8年2月五日市に有利な一方的裁決に終わったのでした。

けるといくの内とないというはまする方 万多份の不る三十十十多月日間のも次子は人 ついわしかりるるの うるからのちらるのではるいろして 子をおりたと ~を持つりたれとりるは見好る湯を いっているという 行る多時世中仍会体 るるとれの 三里少的玩法我去我我们也一个人 からうちゃくそん るるとの行人となる からのからないとをを いたけられるるくえのしゃしいいん れまりらけんろうろけりたられ 人は、けなくおんしとちのとう になるのというかっと でいるであるかとから 少りんはかれてきる いとるうちらるのかある ないない 一大大名を流するる とこうとなりるかけるん ないりなりはいいきも を見るいい そんどろし

乃北七言事

連判一札

語 訳 連判一札

V

とい

う申入

れが

あり、

関係者と相談

の上、

11

をしました。

養沢村は五

春

から養沢村より炭木を当市場

二出

して売

当春ら養沢村ら炭木当所市場江付出シ売買 之市ハ断 致義難相成由 二有之候得 之儀五日市村江相片付 及出訴候所 可申対談致候処 致度由度々申 1済口 証文致被見候得者 絶可致候 -入候ニ付 当十一月右両村内済和談被致候 養沢村ら五日市村ヲ相手取 左候得ハ市場之者ども 当市場ニ而炭売買 各々相談之上市場貸シ ハ当村る炭売買 向後炭木売買 n 買し 今年 なくなっ 場で炭木を売買しなくなると、 木の売買は五日市村で行うとありました。 市場を貸すように話し合 したということで、 日市村を相手取り訴訟を起こしましたが、今月示談 た \mathcal{O}

その証文を見たところ、

今後炭

由

不得 等相勤り兼市場之者共渡世難送候故 之市断絶可致候間 之者随分申合気を付可申候 可被下候 無遅滞差出シ可申候間 間無御心置頼入候 止事御訴詔仕度相談致処相違無之候 出訴留主中之義火元盗賊等在宿 御公用之御伝馬小走り 諸入用之義ハ割合之通 各為総代出訴被成 右体三而炭売買 無拠 人足 n

すので、

それぞれ惣代として出訴して下さい。

留守

割り

当て

の通りに遅れることなく出すように

しま

遣

11

ない

ようにお頼み

しました。

諸経費に

うい

ては

が

訴訟に関係する方々

へも申し訳ない

 \mathcal{O}

で、

お気

ことなの

で、

どのようになるかはわからない

0

です

皆異議なしとの事でした。

訴訟の結果はお上のする

と思います。

左にあげる者達と話し合ったところ、

相続できなく

なっ

てしまうので、

訴訟を起こしたい

てしまいます。

そうなると市場の関係者も

炭売買の市

は絶えて

我

Þ

の市

中は

火元や、

盗賊など気をつけるようにします。

右

の通

り、

や小走り

の生計が

何

れら相片付候共

出方之衆中江申分無之候

之義に御座候得ハ

何

れ二可被仰付も難計存候

相談仕処相違無之候

御訴詔之義ハ御公辺

相続可致様無之故

御訴詔仕度

左之者共

清兵衛邸

及ぶことに

為後日市場連印仍而

如

件

和七寅年十

月

藤次郎印 市印

伊右衛 門印 五郎八郎

与兵衛印

印

問

題が

善兵衛 (EII) 勘次郎印

平右衛 門印 郎 左衛門印

以下二二名省略)

ておきます。 炭売買の市が絶えてしまうと、 成り立たなく 人足なども勤まら 起ると困 したとい る うことで間違い \mathcal{O} なるの で市場 なくなり、 で、 0 者達でこの Þ あり むを得ず 市場の者たち ´ません。 公用の伝馬 通り 訴 訟に

和七寅年十一月(一七七〇年)

明

清兵衛⑪

藤次郎

印

孫 市町

与兵衛印

五郎八郎

兵 衛印 勘次郎邸

善

平右衛門印

次郎左衛門印

伊右衛門印

以下二二名省略)